

厚生労働省発子 0606 第 2 号
令和元年 6 月 6 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働事務次官
(公印省略)

次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について

標記については、平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省発雇児第 0612001 号本職通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成 31 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

<p>る一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づく利用者支援事業所、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設、平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童</p>	<p>職員養成施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 小規模住居型児童養育事業所 利用者支援事業所 子育て支援のための拠点施設 市区町村子ども家庭総合支援拠点</p>			<p>る一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づく利用者支援事業所、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設、<u>及び</u>平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等</p>	<p>職員養成施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 小規模住居型児童養育事業所 利用者支援事業所 子育て支援のための拠点施設 市区町村子ども家庭総合支援拠点</p>		
---	---	--	--	---	---	--	--

<p>家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」に基づく拠点及び平成17年5月2日雇児発0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待防止対策支援事業の実施について」に基づく虐待・思春期問題情報研修センター事業を行う施設</p>	<p>虐待・思春期問題情報研修センター事業を行う施設</p>			<p>・児童家庭局長通知「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」に基づく拠点</p>			
(2) (略)	(略)			(2) (略)	(略)		
(3) (略)	(略)			(3) (略)	(略)		
(注) (略)				(注) (略)			
5 (略)				5 (略)			
6 (1)～(4) (略)				6 (1)～(4) (略)			
<p>(5) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（6）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）</p>				<p>(5) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業（（6）に掲げる耐震化等整備事業を除く。）</p>			

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人（児童福祉施設を除く。）
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	
ウ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	
エ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	
オ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	
<u>カ 虐待・思春期問題情報研修センター事業を行う施設</u>	<u>平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待防止対策支援事業の実施について」</u>	
(2) (略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)

(注) 「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立

①施設の種類	②設置根拠等	③ 設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等		
ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人（児童福祉施設を除く。）
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	
ウ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第6条の3第6項	
エ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	
オ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	
(2) (略)	(略)	(略)
(3) (略)	(略)	(略)

(注) 「都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人」とは、児童自立

生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第6項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいい、虐待・思春期問題情報研修センター事業を行う施設にあつては、平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童虐待防止対策支援事業の実施について」に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいう。

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 6の(1)から(4)の事業に係る交付額を算出する。

(ア)～(ウ) (略)

生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が認めた法人をいい、地域子育て支援拠点事業所にあつては同法第6条の3第6項、利用者支援事業所にあつては子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に基づき事業を実施する市町村が認めた法人をいう。

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対し、整備計画に記載された施設整備事業に要する経費に充てるため交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 6の(1)から(4)の事業（「平成30年度中核市・特別区における児童相談所一時保護施設の新設整備加算について」(平成30年5月9日付け子発0509第7号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「通知」という。)に基づき加算する交付額を除く。）に係る交付額を算出する。

(ア)～(ウ) (略)

イ 6の(1)の事業(通知に基づき加算する交付額に限る。)に係る交付額を算出する。

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業(児童相談所一時保護施設)につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1に定める基準により算出した基礎点数(中核市・特別区新設整備加算)に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。

(イ) 通知に基づき算出される対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他

イ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア)～(ウ) (略)

ウ ア及びイにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。

ただし、対象施設(児童厚生施設を除く。)が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1)～(3) (略)

10～18 (略)

の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1-4に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と、(イ)により算出した額を比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ 6の(5)及び(6)の事業に係る交付額を算出する。

(ア)～(ウ) (略)

エ アからウにより算出した額を合算した額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類の掲げられている施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。

ただし、対象施設(児童厚生施設を除く。)が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1)～(3) (略)

10～18 (略)

別表 1 - 1

算 定 基 準

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	ア～オ (略) カ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、 <u>奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在</u> する場合は、上記に定める方法により算定されたも	(略)	(略)

別表 1 - 1

算 定 基 準

(耐震化等整備事業を除く。)

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	ア～オ (略) カ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。	(略)	(略)

のに対して0.08を乗じて得たものを加算する。

キ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表1に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、1施設当たり33,180点数を基準とする。

ただし、地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり44,240点数を基準とする。

キ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表1に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあつては、1施設当たり32,090点数を基準とする。

ただし、地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり42,790点数を基準とする。

	〈対象施設〉 婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ク (略) ケ (略) <u>コ 1研修センター当たり 交付基礎点数を採用する 場合</u> <u>別表2に掲げる1研修 センター当たり交付基礎 点数を基準とする。</u>		
特殊附帯工事費	(略)	(略)	
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	(略)	(略)	

(注) (略)

別表1-2 (略)

別表1-3 (略)

	〈対象施設〉 婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ク (略) ケ (略)		
特殊附帯工事費	(略)	(略)	
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	(略)	(略)	

(注) (略)

別表1-2 (略)

別表1-3 (略)

別表 1 - 4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核市含む。）、市町村、設置主体の負担割合

1. (略)
2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合 （3の場合を除く。）

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 (市町村が設置主体に補助する場合)	1 / 3	[-]	[1 / 3]	[1 / 3]
児童厚生施設 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1 / 3	[1 / 3]	[-]	[1 / 3]
児童厚生施設以外 (市町村が設置主体に補助する場合)	1 / 2	[-]	[1 / 4]	[1 / 4]
児童厚生施設以外 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1 / 2	[1 / 4]	[-]	[1 / 4]

注 (略)

3. 虐待・思春期問題情報研修センター事業を行う施設の場合

<u>区分</u>	<u>国</u>	<u>都道府県</u>	<u>市町村</u>	<u>設置主体</u>
<u>虐待・思春期問題情報研修センター事業を行う施設</u>	<u>10 / 10</u>	[<u>二</u>]	[<u>二</u>]	[<u>二</u>]

別表 1 - 4

次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核市含む。）、市町村、設置主体の負担割合

1. (略)
2. 施設の設置主体が民間（法人等）の場合

区分	国	都道府県	市町村	設置主体
児童厚生施設 (市町村が設置主体に補助する場合)	1 / 3	[-]	[1 / 3]	[1 / 3]
児童厚生施設 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1 / 3	[1 / 3]	[-]	[1 / 3]
児童厚生施設以外 (市町村が設置主体に補助する場合)	1 / 2	[-]	[1 / 4]	[1 / 4]
児童厚生施設以外 (都道府県が設置主体に補助する場合)	1 / 2	[1 / 4]	[-]	[1 / 4]

注 (略)

改 正 後

別表 2

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2,700
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,220
初度設備相当加算	1人当たり	53
鑑別対応加算Ⅰ	1人当たり	453
鑑別対応加算Ⅱ	1人当たり	900
助産施設本体	1人当たり	3,270
初度設備相当加算	1人当たり	360
乳児院本体	1人当たり	2,060
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	53
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	24
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,010
心理療法室整備加算	1施設当たり	16,790
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	560
初度設備相当加算	1人当たり	46
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	490
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	710
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,220
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	7,480
初度設備相当加算	1世帯当たり	53
心理療法室整備加算	1施設当たり	16,790
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	4,110
初度設備相当加算	1世帯当たり	46
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	710
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,020
初度設備相当加算	1人当たり	14
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	13,748
初度設備相当加算	1施設当たり	1,087
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,913
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	10,530
初度設備相当加算	1施設当たり	1,087
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,913
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	20,711
初度設備相当加算	1施設当たり	1,087
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,913
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	27,632
初度設備相当加算	1施設当たり	1,968
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,824

現 行

別表 2

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2,620
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,120
初度設備相当加算	1人当たり	52
中核市・特別区新設整備加算	1人当たり	439
助産施設本体	1人当たり	3,170
初度設備相当加算	1人当たり	349
乳児院本体	1人当たり	2,000
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	52
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	24
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	1,950
心理療法室整備加算	1施設当たり	16,240
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	550
初度設備相当加算	1人当たり	45
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	480
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	690
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,120
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	7,240
初度設備相当加算	1世帯当たり	52
心理療法室整備加算	1施設当たり	16,240
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,980
初度設備相当加算	1世帯当たり	45
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	690
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	990
初度設備相当加算	1人当たり	14
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	13,296
初度設備相当加算	1施設当たり	1,052
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,818
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	10,194
初度設備相当加算	1施設当たり	1,052
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,818
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	20,030
初度設備相当加算	1施設当たり	1,052
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	2,818
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	26,724
初度設備相当加算	1施設当たり	1,904
移動型児童館用車両	1施設当たり	1,571

児童養護施設本体	1人当たり	3,160
初年度設備相当加算	1人当たり	53
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,810
心理療法室整備加算	1施設当たり	18,790
子育て短期支援事業のための保育室整備加算	1人当たり	1,150
初年度設備相当加算	1人当たり	46
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	710
乳児を受け入れるためのほろく富又は保育室等を整備する場合	1人当たり	180
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,220
児童心理治療施設本体	1人当たり	3,740
初年度設備相当加算	1人当たり	53
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,530
心理療法室整備加算	1施設当たり	29,800
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,220
通所部門整備加算	1人当たり	1,560
初年度設備相当加算	1人当たり	44
児童自立支援施設本体	1人当たり	4,440
初年度設備相当加算	1人当たり	53
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,230
心理療法室整備加算	1施設当たり	18,790
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,220
通所部門整備加算	1人当たり	1,560
初年度設備相当加算	1人当たり	44
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	10,190
職員養成施設本体	1人当たり	1,730
初年度設備相当加算	1人当たり	53
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	4,490
初年度設備相当加算	1人当たり	53
児童自立生活援助事業所	1人当たり	4,100
初年度設備相当加算	1人当たり	53
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	8,330
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	8,330
利用者支援事業所	1施設当たり	8,330
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	8,330
虐待・思春期問題研修センター事業を行う施設	1研修センター当たり	820,000
構人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,700
初年度設備相当加算	1世帯当たり	53
心理療法室整備加算	1施設当たり	18,790
保育室整備加算	1人当たり	710
学習室整備加算	1人当たり	710
構人保護施設本体	1世帯当たり	4,280
初年度設備相当加算	1世帯当たり	53
心理療法室整備加算	1施設当たり	18,790

(注) 1 豪雪地帯特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、**豪雪地帯特別措置法(昭和28年法律第188号)第1条に規定された豪雪地帯、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対象実施地域、小笠原諸島振興特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は小笠原振興特別措置法(平成14年法律第14号)第5条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童生活施設を除く)は、上記交付基礎点数に對して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)**

2 当該整備に係る初年度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。

3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策実施交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第012005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下四捨五入)

4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。

5 A型児童館、B型児童館及びD型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。

7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、構人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初年度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。

8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

10 **個別対応加算1及び個別対応加算2の取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(令和元年6月9日雇児発0608第2号)によるものとする。**

児童養護施設本体	1人当たり	3,060
初年度設備相当加算	1人当たり	52
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,750
心理療法室整備加算	1施設当たり	18,240
子育て短期支援事業のための保育室整備加算	1人当たり	1,120
初年度設備相当加算	1人当たり	45
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	690
乳児を受け入れるためのほろく富又は保育室等を整備する場合	1人当たり	180
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,120
児童心理治療施設本体	1人当たり	3,620
初年度設備相当加算	1人当たり	52
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,390
心理療法室整備加算	1施設当たり	24,980
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,120
通所部門整備加算	1人当たり	1,510
初年度設備相当加算	1人当たり	43
児童自立支援施設本体	1人当たり	4,300
初年度設備相当加算	1人当たり	52
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,060
心理療法室整備加算	1施設当たり	16,240
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,120
通所部門整備加算	1人当たり	1,510
初年度設備相当加算	1人当たり	43
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	9,880
職員養成施設本体	1人当たり	1,680
初年度設備相当加算	1人当たり	52
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	4,350
初年度設備相当加算	1人当たり	52
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,970
初年度設備相当加算	1人当たり	52
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	8,060
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	8,060
利用者支援事業所	1施設当たり	8,060
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	8,060
構人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,620
初年度設備相当加算	1世帯当たり	52
心理療法室整備加算	1施設当たり	16,240
保育室整備加算	1人当たり	690
学習室整備加算	1人当たり	690
構人保護施設本体	1世帯当たり	4,120
初年度設備相当加算	1世帯当たり	52
心理療法室整備加算	1施設当たり	16,240

(注) 1 豪雪地帯特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に對して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)

2 当該整備に係る初年度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。

3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策実施交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第012005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下四捨五入)

4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、児童自立支援施設の交付基礎点数を適用する。

5 A型児童館、B型児童館及びD型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。

7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、構人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初年度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。

8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

10 **中核市・特別区新設整備加算の取扱いについては、「中核市・特別区における児童相談所一時保護施設の設置整備加算について」(平成30年5月9日雇児発0509第7号)によるものとし、平成30年度当初予算より対象とする。**

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単 位	交付基礎点数(沖縄県)
助産施設本体	1人当たり	4,900
初度設備相当加算	1人当たり	540
乳児院本体	1人当たり	2,740
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	70
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	32
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,680
心理療教室整備加算	1施設当たり	22,380
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	740
初度設備相当加算	1人当たり	81
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	650
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	940
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,290
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11,220
初度設備相当加算	1世帯当たり	79
心理療教室整備加算	1施設当たり	25,180
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	6,160
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,060
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,530
初度設備相当加算	1人当たり	21

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 7 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単 位	交付基礎点数(沖縄県)
助産施設本体	1人当たり	4,750
初度設備相当加算	1人当たり	523
乳児院本体	1人当たり	2,660
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	69
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	32
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,600
心理療教室整備加算	1施設当たり	21,650
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	730
初度設備相当加算	1人当たり	60
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	640
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	920
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,160
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	10,860
初度設備相当加算	1世帯当たり	78
心理療教室整備加算	1施設当たり	24,360
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	5,970
初度設備相当加算	1世帯当たり	67
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	1,030
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,480
初度設備相当加算	1人当たり	21

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

	単位	交付基礎点数
乳児院 本体	1人当たり	2,740
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	70
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	32
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,680
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,380
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	740
初度設備相当加算	1人当たり	61
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	650
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	940
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,290
児童心理治療施設 本体	1人当たり	4,980
初度設備相当加算	1人当たり	70
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,040
心理療法室整備加算	1施設当たり	34,400
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,290
通所部門整備加算	1人当たり	2,080
初度設備相当加算	1人当たり	58

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

	単位	交付基礎点数
乳児院 本体	1人当たり	2,660
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	69
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	32
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,600
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,650
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	730
初度設備相当加算	1人当たり	60
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	640
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	920
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,160
児童心理治療施設 本体	1人当たり	4,820
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,850
心理療法室整備加算	1施設当たり	33,280
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,160
通所部門整備加算	1人当たり	2,010
初度設備相当加算	1人当たり	57

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、児童心理治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3,560
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,250
初度設備相当加算	1人当たり	69
値別対応加算上	1人当たり	597
値別対応加算下	1人当たり	1,188
助産施設本体	1人当たり	4,310
初度設備相当加算	1人当たり	475
乳児院本体	1人当たり	2,710
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	69
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	31
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,650
心理療教室整備加算	1施設当たり	22,180
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	730
初度設備相当加算	1人当たり	60
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	640
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	930
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,250
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	9,870
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
心理療教室整備加算	1施設当たり	22,180
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	5,420
初度設備相当加算	1世帯当たり	60
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	930
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,340
初度設備相当加算	1人当たり	18
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	18,147
初度設備相当加算	1施設当たり	1,434
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,845
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	13,899
初度設備相当加算	1施設当たり	1,434
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,845
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	27,338
初度設備相当加算	1施設当たり	1,434
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,845
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	36,474
初度設備相当加算	1施設当たり	2,597
移動型児童館用車両	1施設当たり	2,143

■交付基礎点数表(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設として行う場合)

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3,450
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,110
初度設備相当加算	1人当たり	68
中核市・特別区新設整備加算	1人当たり	579
助産施設本体	1人当たり	4,180
初度設備相当加算	1人当たり	460
乳児院本体	1人当たり	2,640
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	68
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	31
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,570
心理療教室整備加算	1施設当たり	21,430
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	720
初度設備相当加算	1人当たり	59
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	630
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	910
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,110
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	9,550
初度設備相当加算	1世帯当たり	68
心理療教室整備加算	1施設当たり	21,430
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	5,250
初度設備相当加算	1世帯当たり	59
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	910
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,300
初度設備相当加算	1人当たり	18
児童厚生施設本体		
小型児童館 (217.6㎡以上)	1施設当たり	17,550
初度設備相当加算	1施設当たり	1,388
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,719
小型児童館 (都市部等用地取得が困難と認められる場合) (163.2㎡以上)	1施設当たり	13,442
初度設備相当加算	1施設当たり	1,388
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,719
児童センター (336.6㎡以上)	1施設当たり	26,439
初度設備相当加算	1施設当たり	1,388
放課後児童クラブ室設置加算	1施設当たり	3,719
大型児童センター (500㎡以上)	1施設当たり	35,275
初度設備相当加算	1施設当たり	2,513
移動型児童館用車両	1施設当たり	2,073

児童養護施設本体	1人当たり	4,170
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,480
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,160
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,510
初度設備相当加算	1人当たり	60
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	930
乳児を受け入れるためのほふく室又は保育室等を整備する場合	1人当たり	230
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,250
児童心理治療施設本体	1人当たり	4,930
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,970
心理療法室整備加算	1施設当たり	34,050
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,250
通所部門整備加算	1人当たり	2,050
初度設備相当加算	1人当たり	58
児童自立支援施設本体	1人当たり	5,860
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,900
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,160
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,250
通所部門整備加算	1人当たり	2,050
初度設備相当加算	1人当たり	58
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	5,920
初度設備相当加算	1人当たり	69
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,410
初度設備相当加算	1人当たり	69
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	10,990
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	10,990
利用者支援事業所	1施設当たり	10,990
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	10,990
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	3,560
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,160
保育室整備加算	1人当たり	930
学習室整備加算	1人当たり	930
婦人保護施設本体	1世帯当たり	5,620
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,160

(注) 1 養育地帯特別措置法(昭和37年法律第70号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別措置地域、専業主婦雇用特別措置法(昭和29年法律第192号)第1条に規定された専業主婦、難民救済法(昭和28年法律第22号)第2条第1項の規定に基づき指定された難民救済実施地域、小笠原諸島復興特別措置法(昭和44年法律第76号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)

2 放牧整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。

3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策実施交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下四捨五入)

4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。

5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。

7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。

8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第1号通知)に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

10 個別対応加算Ⅰ及び個別対応加算Ⅱの取扱いについては、「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」(令和元年6月6日子発0505第2号)によるものとする。

児童養護施設本体	1人当たり	4,030
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,270
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,430
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,470
初度設備相当加算	1人当たり	59
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	910
乳児を受け入れるためのほふく室又は保育室等を整備する場合	1人当たり	230
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,110
児童心理治療施設本体	1人当たり	4,770
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	5,790
心理療法室整備加算	1施設当たり	32,940
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,110
通所部門整備加算	1人当たり	1,990
初度設備相当加算	1人当たり	56
児童自立支援施設本体	1人当たり	5,670
初度設備相当加算	1人当たり	69
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	6,670
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,430
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	4,110
通所部門整備加算	1人当たり	1,990
初度設備相当加算	1人当たり	56
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	5,740
初度設備相当加算	1人当たり	69
児童自立生活援助事業所	1人当たり	5,240
初度設備相当加算	1人当たり	69
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	10,630
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	10,630
利用者支援事業所	1施設当たり	10,630
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	10,630
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	3,450
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,430
保育室整備加算	1人当たり	910
学習室整備加算	1人当たり	910
婦人保護施設本体	1世帯当たり	5,430
初度設備相当加算	1世帯当たり	69
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,430

(注) 1 養育地帯特別措置法(昭和37年法律第70号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別措置地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下四捨五入)

2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1(児童厚生施設については3分の1)以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。

3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策実施交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下四捨五入)

4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。

5 A型児童館、B型児童館及びB型児童館でA型児童館と併設する場合は、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

6 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。

7 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。

8 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第1号通知)に基づき、病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。

9 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

10 由布川・特別区新設加算の取扱いについては、「新設特別区における児童相談所一時保護施設の施設整備加算について」(平成20年5月9日子発0509第7号)によるものとする。平成30年度当初予算より対応とする。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	105	-	-	138
助産施設	1人当たり	170	255	-	224
乳児院	1人当たり	99	132	132	130
母子生活支援施設	1世帯当たり	363	544	-	479
児童厚生施設本体					
小型児童館	1施設当たり	725	-	-	957
児童センター	1施設当たり	1,092	-	-	1,441
大型児童センター	1施設当たり	1,461	-	-	1,928
児童養護施設	1人当たり	154	-	-	203
児童心理治療施設本体	1人当たり	176	-	234	232
児童自立支援施設	1人当たり	222	-	-	293
児童家庭支援センター	1施設当たり	518	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	93	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	388	-	-	512
児童自立生活援助事業所	1人当たり	346	-	-	456
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	474	-	-	625
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	474	-	-	625
利用者支援事業所	1施設当たり	474	-	-	625
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	474	-	-	625
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	99	-	-	130
婦人保護施設	1世帯当たり	208	-	-	274

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	102	-	-	134
助産施設	1人当たり	165	247	-	217
乳児院	1人当たり	96	128	128	126
母子生活支援施設	1世帯当たり	352	528	-	464
児童厚生施設本体					
小型児童館	1施設当たり	702	-	-	926
児童センター	1施設当たり	1,057	-	-	1,395
大型児童センター	1施設当たり	1,413	-	-	1,865
児童養護施設	1人当たり	149	-	-	196
児童心理治療施設本体	1人当たり	171	-	228	225
児童自立支援施設	1人当たり	215	-	-	283
児童家庭支援センター	1施設当たり	501	-	-	-
職員養成施設	1人当たり	90	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	376	-	-	496
児童自立生活援助事業所	1人当たり	335	-	-	442
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	459	-	-	605
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	459	-	-	605
利用者支援事業所	1施設当たり	459	-	-	605
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	459	-	-	605
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	96	-	-	126
婦人保護施設	1世帯当たり	202	-	-	266

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位 標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	190	-	250
助産施設	1人当たり	319	478	421
乳児院	1人当たり	176	234	232
母子生活支援施設	1世帯当たり	660	990	871
児童厚生施設本体				
小型児童館	1施設当たり	1,083	-	1,429
児童センター	1施設当たり	1,632	-	2,154
大型児童センター	1施設当たり	2,180	-	2,877
児童養護施設	1人当たり	275	-	363
児童心理治療施設本体	1人当たり	332	-	438
児童自立支援施設	1人当たり	391	-	516
児童家庭支援センター	1施設当たり	921	-	-
職員養成施設	1人当たり	170	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,620	-	2,138
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,438	-	1,898
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	841	-	1,110
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	841	-	1,110
利用者支援事業所	1施設当たり	841	-	1,110
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	841	-	1,110
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	188	-	248
婦人保護施設	1世帯当たり	380	-	501

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位 標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	184	-	242
助産施設	1人当たり	309	463	407
乳児院	1人当たり	171	228	225
母子生活支援施設	1世帯当たり	639	958	843
児童厚生施設本体				
小型児童館	1施設当たり	1,048	-	1,383
児童センター	1施設当たり	1,579	-	2,084
大型児童センター	1施設当たり	2,109	-	2,783
児童養護施設	1人当たり	266	-	351
児童心理治療施設本体	1人当たり	322	-	425
児童自立支援施設	1人当たり	379	-	500
児童家庭支援センター	1施設当たり	891	-	-
職員養成施設	1人当たり	165	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,567	-	2,068
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,391	-	1,836
子育て支援のための拠点施設本体	1施設当たり	814	-	1,074
地域子育て支援拠点事業所	1施設当たり	814	-	1,074
利用者支援事業所	1施設当たり	814	-	1,074
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1拠点当たり	814	-	1,074
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	182	-	240
婦人保護施設	1世帯当たり	368	-	485

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合(児童厚生施設を除く。)は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
- 3 A型児童館及びB型児童館については、厚生労働大臣が認めた交付基礎点数とする。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	33,180	-
児童心理治療施設	-	44,240

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	12,850	17,130
初度設備相当加算	698	1,827
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点)	5,800	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612008号)の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	17,130	11,420
初度設備相当加算	3,050	2,031

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	32,090	-
児童心理治療施設	-	42,780

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	12,430	16,570
初度設備相当加算	676	1,767
本体点数(子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点)	5,610	

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。
 2 子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所及び市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612008号)の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」に準じて行うものとする。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業	
	(児童厚生施設以外を整備する場合)	(児童厚生施設を整備する場合)
本体点数	16,570	11,050
初度設備相当加算	2,950	1,965

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数(1㎡当たり)	乳児院	9
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	1,649
	児童厚生施設及び乳児院以外	6
	児童厚生施設	4

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数	基本点数	2,674
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓設置数による加算	138
	パッケージ型消火栓設備(1個あたり)	206

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

基準点数(1施設あたり)	106
--------------	-----

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

標準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	8,240	-	-
児童厚生施設	5,460	-	7,200
子育て支援のための拠点施設	7,940	-	10,480
地域子育て支援拠点事業所	7,940	-	10,480
利用者支援事業所	7,940	-	10,480
市区町村子ども家庭総合支援拠点	7,940	-	10,480
乳児院	-	10,980	-
助産施設、母子生活支援施設	-	12,360	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	10,980
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	-	-	10,870

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数(1㎡当たり)	乳児院	9
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	1,595
	児童厚生施設及び乳児院以外	6
	児童厚生施設	4

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)		
基準点数	基本点数	2,587
	㎡当たり加算	1
	屋内消火栓設置数による加算	134
	パッケージ型消火栓設備(1個あたり)	200

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

基準点数(1施設あたり)	103
--------------	-----

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

標準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合	津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合
標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	7,970	-	-
児童厚生施設	5,290	-	6,980
子育て支援のための拠点施設	7,680	-	10,130
地域子育て支援拠点事業所	7,680	-	10,130
利用者支援事業所	7,680	-	10,130
市区町村子ども家庭総合支援拠点	7,680	-	10,130
乳児院	-	10,620	-
助産施設、母子生活支援施設	-	11,950	-
乳児院、児童心理治療施設	-	-	10,620
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設	-	-	10,520

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改正後

現行

別表3 (略)

別表3 (略)

別表4

別表4

算定基準

算定基準

(余裕教室活用促進事業)

(余裕教室活用促進事業)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	<p>余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表2に掲げる交付基礎点数 <u>17,130点</u> (ただし、児童厚生施設については、<u>11,420点</u>) とする。なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、<u>3,050点</u> (ただし、児童厚生施設については、<u>2,031点</u>) を加えたものとする。</p>	<p>(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築 (施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生 (支) 局長が必要と認めた整備を含む。) するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> <p>(2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費</p>	(略)

1 区分	2 基準	3 対象経費	4 負担割合
施設整備	<p>余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表2に掲げる交付基礎点数 <u>16,570点</u> (ただし、児童厚生施設については、<u>11,050点</u>) とする。なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、<u>2,950点</u> (ただし、児童厚生施設については、<u>1,965点</u>) を加えたものとする。</p>	<p>(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築 (施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生 (支) 局長が必要と認めた整備を含む。) するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p> <p>(2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費</p> <p>(5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費</p>	(略)

(注) (略)

(注) (略)

別表 5

算 定 基 準

(耐震化等整備事業)

増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	ア～ウ (略) エ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、 <u>奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定されたも</u>	(略)	(略)

別表 5

算 定 基 準

(耐震化等整備事業)

増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基 準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	ア～ウ (略) エ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。	(略)	(略)

		のに対して0.08を乗じて得たものを加算する。		
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	(略)	(略)	

(注)

(略)

	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	(略)	(略)	

(注)

(略)

改 正 後

別表6 耐震化等整備事業

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	3.080
助産施設本体	1人当たり	4.620
乳児院本体	1人当たり	3.790
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11.580
児童養護施設本体	1人当たり	4.740
児童心理治療施設本体	1人当たり	6.130
通所部門整備加算	1人当たり	2.110
児童自立支援施設本体	1人当たり	6.720
通所部門整備加算	1人当たり	2.110
婦人相談所一時保護施設本体	1世帯当たり	4.800
婦人保護施設本体	1世帯当たり	6.460

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単位	交付基礎点数(沖縄県)
助産施設本体	1人当たり	6.930
乳児院本体	1人当たり	5.050
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	17.370

(注) 1 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

2 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

現 行

別表6 耐震化等整備事業

	単位	交付基礎点数
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2.980
助産施設本体	1人当たり	4.470
乳児院本体	1人当たり	3.670
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	11.200
児童養護施設本体	1人当たり	4.590
児童心理治療施設本体	1人当たり	5.930
通所部門整備加算	1人当たり	2.050
児童自立支援施設本体	1人当たり	6.500
通所部門整備加算	1人当たり	2.050
婦人相談所一時保護施設本体	1世帯当たり	4.650
婦人保護施設本体	1世帯当たり	6.250

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単位	交付基礎点数(沖縄県)
助産施設本体	1人当たり	6.700
乳児院本体	1人当たり	4.890
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	16.800

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

	単位	交付基礎点数
乳 児 院 本 体	1人当たり	5,050
児 童 心 理 治 療 施 設 本 体	1人当たり	8,170
通 所 部 門 整 備 加 算	1人当たり	2,810

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児 童 相 談 所 一 時 保 護 施 設	1人当たり	137	-	-
助 産 施 設	1人当たり	225	337	-
乳 児 院	1人当たり	132	176	176
母 子 生 活 支 援 施 設	1世帯当たり	481	721	-
児 童 養 護 施 設	1人当たり	201	-	-
児 童 心 理 治 療 施 設	1人当たり	231	-	308
児 童 自 立 支 援 施 設	1人当たり	288	-	-
婦 人 相 談 所 一 時 保 護 施 設	1世帯当たり	132	-	-
婦 人 保 護 施 設	1世帯当たり	277	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

	単位	交付基礎点数
乳 児 院 本 体	1人当たり	4,890
児 童 心 理 治 療 施 設 本 体	1人当たり	7,900
通 所 部 門 整 備 加 算	1人当たり	2,730

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児 童 相 談 所 一 時 保 護 施 設	1人当たり	133	-	-
助 産 施 設	1人当たり	218	327	-
乳 児 院	1人当たり	128	170	170
母 子 生 活 支 援 施 設	1世帯当たり	466	699	-
児 童 養 護 施 設	1人当たり	195	-	-
児 童 心 理 治 療 施 設	1人当たり	224	-	298
児 童 自 立 支 援 施 設	1人当たり	279	-	-
婦 人 相 談 所 一 時 保 護 施 設	1世帯当たり	128	-	-
婦 人 保 護 施 設	1世帯当たり	268	-	-

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)
- 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	247	-	-
助産施設	1人当たり	417	625	-
乳児院	1人当たり	231	308	308
母子生活支援施設	1世帯当たり	871	1,306	-
児童養護施設	1人当たり	365	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	434	-	578
児童自立支援施設	1人当たり	518	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	241	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	498	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単位	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	239	-	-
助産施設	1人当たり	404	606	-
乳児院	1人当たり	224	298	298
母子生活支援施設	1世帯当たり	843	1,264	-
児童養護施設	1人当たり	353	-	-
児童心理治療施設	1人当たり	420	-	560
児童自立支援施設	1人当たり	501	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	234	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	482	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記交付基礎点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算する。(小数点以下切捨て)

2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

改 正 後	現 行																
<p>別紙 1 様式 1-1</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 印 市町村長</p> <p><u>（元号）</u> 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付申請について</p> <p>標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 申請額</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-2）</td> </tr> <tr> <td>2 整備計画概要</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-2）</td> </tr> <tr> <td>3 防犯対策強化計画書</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-3）</td> </tr> <tr> <td>4 申請額算出内訳</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-5）</td> </tr> </table> <p>（添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本 <p>（注）前年度から繰越を行った事業については、「<u>（元号）</u> 年度」の後に「<u>（元号）</u> 年度からの繰越分」と明記すること。</p>	1 申請額	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）	2 整備計画概要	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）	3 防犯対策強化計画書	別紙のとおり（別紙1 様式1-3）	4 申請額算出内訳	別紙のとおり（別紙1 様式1-5）	<p>別紙 1 様式 1-1</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>〇〇厚生（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 印 市町村長</p> <p><u>平成</u> 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付申請について</p> <p>標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 申請額</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-2）</td> </tr> <tr> <td>2 整備計画概要</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-2）</td> </tr> <tr> <td>3 防犯対策強化計画書</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-3）</td> </tr> <tr> <td>4 申請額算出内訳</td> <td>別紙のとおり（別紙1 様式1-5）</td> </tr> </table> <p>（添付書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本 <p>（注）前年度から繰越を行った事業については、「<u>平成</u> 年度」の後に「<u>平成</u> 年度からの繰越分」と明記すること。</p>	1 申請額	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）	2 整備計画概要	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）	3 防犯対策強化計画書	別紙のとおり（別紙1 様式1-3）	4 申請額算出内訳	別紙のとおり（別紙1 様式1-5）
1 申請額	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）																
2 整備計画概要	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）																
3 防犯対策強化計画書	別紙のとおり（別紙1 様式1-3）																
4 申請額算出内訳	別紙のとおり（別紙1 様式1-5）																
1 申請額	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）																
2 整備計画概要	別紙のとおり（別紙1 様式1-2）																
3 防犯対策強化計画書	別紙のとおり（別紙1 様式1-3）																
4 申請額算出内訳	別紙のとおり（別紙1 様式1-5）																

別紙 1
様式 1-2

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備計画書
(通常整備事業分、耐震化等整備事業分)

都道府県・市区町村名

1～5 (略)

様式1-2 記入要領

通常整備事業分(耐震化等整備事業以外の整備)、耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲み、別葉に作成すること。
都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出(予定)額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」:市町村名まで記入すること。

※「整備区分」:創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付金申請額」:「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」:単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%～(元号) 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」:平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分(整備計画に基づく主な整備目的)を記入すること。

2～5 (略)

別紙 1
様式 1-2

平成 年度次世代育成支援対策施設整備計画書
(通常整備事業分、耐震化等整備事業分)

都道府県・市区町村名

1～5 (略)

様式1-2 記入要領

通常整備事業分(耐震化等整備事業以外の整備)、耐震化等整備事業分のうち、該当する事業を○で囲み、別葉に作成すること。
都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出(予定)額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」:市町村名まで記入すること。

※「整備区分」:創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付金申請額」:「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」:単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「平成 年度●●%～平成 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」:平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分(整備計画に基づく主な整備目的)を記入すること。

2～5 (略)

別紙 1
様式 1-3

(元号) 年度防犯対策強化整備計画書

都道府県・市区町村名

1～2 (略)

様式 1-3 記入要領 (略)

別紙 1
様式 1-3

平成 年度防犯対策強化整備計画書

都道府県・市区町村名

1～2 (略)

様式 1-3 記入要領 (略)

別紙1

様式 1-4 児童入所等施設(婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設を含む)を整備する場合

都道府県・市区町村名: _____
 部 (局) 課名: _____ 部 _____ 課 _____
 担当者: _____ 連絡先: _____

1 管内における施設種別ごとの定員、現員、入所率

施設種別	平成 年度 *3年度前の年度			平成 年度 *2年度前の年度			平成 年度 (月 末現在) *前年度			平成 年度 *本年度
	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定)
乳児院(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
母子生活支援施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童養護施設(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童心理治療施設(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童自立支援施設(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
婦人相談所一時保護施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
婦人保護施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注)定員(暫定)、現員、入所率については、年間平均入所率を記入すること。ただし、前年度については、数値の確定していない月がある場合には、確定している範囲で記入すること。

2 里親委託率(1)の表中(※1)の施設の数値を記入場合

平成 年度	平成 年度	平成 年度
(月 日 現在)	(月 日 現在)	(月 日 現在)

【里親委託率算出方法】
 里親委託率(%) = (里親委託児童数 / 児童養護施設入所児童数 + 乳児院入所児童数 + 里親委託児童数) × 100
 *過去3年度の平均の年度、2年度前の年度については、3月末日現在、前年度については、数値の確定している範囲で記入すること。

3 その他の状況

	平成 年度	平成 年度	平成 年度	備考
人口(A) (※1)				
児童数(A) (※1)				
虐待相談件数(件) (※2)				
非行相談件数(件) (※2)				
母子家庭世帯数(世帯) (※3)				

(注)過去3か年度分の状況を記入すること。

※1 調査時点については、各年度とも同一月日とすること。また、備考欄に調査時点(月日)を記入すること

※2 3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末現在の数値を記入すること。前年度については、見込を記入すること。

※3 婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設を整備する場合に記入すること。

別紙1
様式 1-4 児童入所等施設(婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設を含む)を整備する場合

都道府県・市区町村名: _____
 部 (局) 課名: _____ 部 _____ 課 _____
 担当者: _____ 連絡先: _____

1 管内における施設種別ごとの定員、現員、入所率

施設種別	平成 年度 *3年度前の年度			平成 年度 *2年度前の年度			平成 年度 (月 末現在) *前年度			平成 年度 *本年度
	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定) A	現員 B	入所率 B/A	定員(暫定)
乳児院(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
母子生活支援施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童養護施設(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童心理治療施設(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
児童自立支援施設(※1)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
婦人相談所一時保護施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
婦人保護施設	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注)定員(暫定)、現員、入所率については、年間平均入所率を記入すること。ただし、前年度については、数値の確定していない月がある場合には、確定している範囲で記入すること。

2 里親委託率(1)の表中(※1)の施設の数値を記入場合

平成 年度	平成 年度	平成 年度
(月 日 現在)	(月 日 現在)	(月 日 現在)

【里親委託率算出方法】
 里親委託率(%) = (里親委託児童数 / 児童養護施設入所児童数 + 乳児院入所児童数 + 里親委託児童数) × 100
 *過去3年度の平均の年度、2年度前の年度については、3月末日現在、前年度については、数値の確定している範囲で記入すること。

3 その他の状況

	平成 年度	平成 年度	平成 年度	備考
人口(A) (※1)				
児童数(A) (※1)				
虐待相談件数(件) (※2)				
非行相談件数(件) (※2)				
母子家庭世帯数(世帯) (※3)				

(注)過去3か年度分の状況を記入すること。

※1 調査時点については、各年度とも同一月日とすること。また、備考欄に調査時点(月日)を記入すること

※2 3年度前の年度、2年度前の年度については、3月末現在の数値を記入すること。前年度については、見込を記入すること。

※3 婦人相談所一時保護施設、婦人保護施設、母子生活支援施設を整備する場合に記入すること。

平成 年度 次世代育成支援対策施設整備交付金申請額内訳

設置経費・市区町村名 _____

設置主体施設種別	設置者の対象経費の寄付金その他の実支出	差引額	交付金員交付基礎点数	基準点数	に上る地域算定額	交付金所要額	
							点D (=A-C) 円E
自治体	A 円B (≦A) 円C	円D (=A-C) 円E	円F	G	点H (=F×G) 点I (=H×88) 点	円K $J=(H+1) \times 1,000$	円L
小計							
自治体以外							
小計							

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 交付金算定方法が交付要綱8に示らない場合は、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1/2(児童厚生施設についてH1/3)を乗じたものを(ただし、千円未満は切捨て。)を額に記入すること。
 (3) 算出にあたっては、本林、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を算出すること。
 (4) C欄には、移行種特別預立金を含めること。
 (5) E欄には、移行種特別預立金を含めること。
 (6) E欄には、B欄の額とE欄の額を比較して少ないほうの額に1/2(児童厚生施設についてH1/3)を乗じた額を記入すること。
 (7) E欄及びF欄～K欄の小計及びH1の欄については、内訳の金額の記入の有無は関係なく必ず記入すること。
 (8) K欄は、E欄の額とF欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。
 (9) 円Kは、E欄の額とF欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。
 (10) 円Lは、E欄の額とF欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。

(元別) 年度 次世代育成支援対策施設整備交付金申請額内訳

設置経費・市区町村名 _____

設置主体施設種別	設置者の対象経費の寄付金その他の実支出	差引額	交付金員交付基礎点数	基準点数	に上る地域算定額	交付金所要額	
							点D (=A-C) 円E
自治体	A 円B (≦A) 円C	円D (=A-C) 円E	円F	G	点H (=F×G) 点I (=H×88) 点	円K $J=(H+1) \times 1,000$	円L
小計							
自治体以外							
小計							

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) 交付金算定方法が交付要綱8に示らない場合は、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1/2(児童厚生施設についてH1/3)を乗じたものを(ただし、千円未満は切捨て。)を額に記入すること。
 (3) 算出にあたっては、本林、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を算出すること。
 (4) C欄には、移行種特別預立金を含めること。
 (5) E欄には、移行種特別預立金を含めること。
 (6) E欄には、B欄の額とE欄の額を比較して少ないほうの額に1/2(児童厚生施設についてH1/3)を乗じた額を記入すること。
 (7) E欄及びF欄～K欄の小計及びH1の欄については、内訳の金額の記入の有無は関係なく必ず記入すること。
 (8) K欄は、E欄の額とF欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。

別紙 2

様式 1 - 1

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市町村長

（元号） 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の事業
実績報告について

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度次世代育
成支援対策施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告す
る。

- | | | |
|---|--|-------------------|
| 1 | 精 算 額 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 2 | 整備計画実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 3 | 防犯対策強化計画実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-3） |
| 4 | 精算額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-4） |
| 5 | 事業実績報告書 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-5） |
| 6 | 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書
（見込書）抄本 | |

（注）前年度から繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に
「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙 2

様式 1 - 1

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長 印
市町村長

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の事業
実績報告について

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度次世代育成支援
対策施設整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | | |
|---|--|-------------------|
| 1 | 精 算 額 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 2 | 整備計画実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-2） |
| 3 | 防犯対策強化計画実績の概要 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-3） |
| 4 | 精算額算出内訳 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-4） |
| 5 | 事業実績報告書 | 別紙のとおり（別紙2 様式1-5） |
| 6 | 都道府県、指定都市、中核市、市町村及び設置主体の歳入歳出決算書
（見込書）抄本 | |

（注）前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に
「（平成 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙 2

様式 1-2

(元号)

年度次世代育成支援対策施設整備計画実施の概要
(通常整備事業分、耐震化等整備事業分)

都道府県・市区町村名

1～3 (略)

様式 1-3 (略)

別紙 2
様式1-4

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金精算額内訳

都道府県・市区町村名

設置主体	施設種別	設置者の 総事業費 (予定) A	対象経費の 受取額 B (≦A)	客付金その他 の収入額等 C	差引額 D (=A-C)	定額 E	交付基礎点数 定員 F	基準点数 G	敷地割合 H (=F×G)	算定額 I (=H×8%)	1,000 円未満の端数 J (=H+1) × K	交付金 所要額 L	交付金 決定額 M	交付金 受入額 N	交付金 差引額 O (=N-L)	差引過 不足額 P	
																	交付基礎点数 定員 F
自治体																	
	小計																
自治体以外																	
	小計																

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) 交付金算定方法が交付要綱8)による整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)を欄に記入すること。
(3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
(4) C欄には、移行時特別立金を含めること。
(5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じた額を記入すること。
(6) E欄及びF欄～K欄の小計及びH欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(7) K欄は、E欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。

別紙 2

様式 1-2

平成

年度次世代育成支援対策施設整備計画実施の概要
(通常整備事業分、耐震化等整備事業分)

都道府県・市区町村名

1～3 (略)

様式 1-3 (略)

別紙 2
様式1-4

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金精算額内訳

都道府県・市区町村名

設置主体	施設種別	設置者の 総事業費 (予定) A	対象経費の 受取額 B (≦A)	客付金その他 の収入額等 C	差引額 D (=A-C)	定額 E	交付基礎点数 定員 F	基準点数 G	敷地割合 H (=F×G)	算定額 I (=H×8%)	1,000 円未満の端数 J (=H+1) × K	交付金 所要額 L	交付金 決定額 M	交付金 受入額 N	交付金 差引額 O (=N-L)	差引過 不足額 P	
																	交付基礎点数 定員 F
自治体																	
	小計																
自治体以外																	
	小計																

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) 交付金算定方法が交付要綱8)による整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額(対象経費のみ)の合計に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じたもの(ただし、千円未満は切捨て。)を欄に記入すること。
(3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
(4) C欄には、移行時特別立金を含めること。
(5) E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額に1/2(児童厚生施設については1/3)を乗じた額を記入すること。
(6) E欄及びF欄～K欄の小計及びH欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(7) K欄は、E欄の額とD欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
(8) 当該交付金支出内訳表(別添)における児童加配用一時在園加配の新設敷地増加については(平成30年8月4日付子育て第009号児童厚生施設等24年度延長通知)に基づき交付額を加算する場合は、交付要綱27及び28の算定方法に基き、当該交付金を記入すること。

様式 1-5

事業実績報告書

1 (略)

2 当該交付金による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 _____m²

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(オ) 建物の構造（_____造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（元号）〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(2)～(4) (略)

様式 1-5

事業実績報告書

1 (略)

2 当該交付金による施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 _____m²

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(オ) 建物の構造（_____造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和）〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造（_____造）

(2)～(4) (略)

別紙2

様式1-6

番 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	<u>(元号)</u> 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	<u>(元号)</u> 年 月 日	金 円
	<u>(元号)</u> 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	<u>(元号)</u> 年 月 日	金 円
	<u>(元号)</u> 年 月 日	金 円

別紙2

様式1-6

番 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	<u>平成</u> 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	<u>平成</u> 年 月 日	金 円
	<u>平成</u> 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	<u>平成</u> 年 月 日	金 円
	<u>平成</u> 年 月 日	金 円

別紙 3

(元号) 年度次世代支援対策施設整備交付金調書

(元号) 年度 厚生労働省所管
(略)

別紙 4

(元号) 年度次世代支援対策施設整備交付金による施設の工事着工報告書
(略)

別紙 5

(元号) 年度次世代支援対策施設整備交付金による施設の工事進捗状況報告
(略)

別紙 6

(元号) 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の年度終了実績報告について
(略)

(別紙) (略)

別紙 3

平成 年度次世代支援対策施設整備交付金調書

平成 年度 厚生労働省所管
(略)

別紙 4

平成 年度次世代支援対策施設整備交付金による施設の工事着工報告書
(略)

別紙 5

平成 年度次世代支援対策施設整備交付金による施設の工事進捗状況報告
(略)

別紙 6

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の年度終了実績報告について
(略)

(別紙) (略)

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長 印
市 町 村 長

（元号） 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度次世代育成支
援対策施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、
次のとおり報告する。

- 1 整備計画内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（要交付金等返還相当額）
金 _____ 円

4 添 付 書 類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が確認でき
る資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長 印
市 町 村 長

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた平成 年度次世代育成支援対策
施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のと
おり報告する。

- 1 整備計画内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（要交付金等返還相当額）
金 _____ 円

4 添 付 書 類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が確認でき
る資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。